

預金保険法改正に伴う業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、これまでは預金取扱機関のみを対象としていた公的資金の注入を、証券会社や保険会社等をも対象として行うことができることとした預金保険法改正法（平成25年6月19日公布）が近く施行（公布の日から9月以内）される予定である。

同改正法の施行により、新たな破綻処理として、経営危機に陥った市場参加者の重要な市場取引等を、預金保険機構の子会社であるブリッジ金融機関等（預金保険法（以下「預保法」という。）第126条の34第3項第5号に掲げる者をいう。）が速やかに承継する枠組み（預保法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置）が整備されることを受け、ブリッジ金融機関等に対し清算資格の付与を機動的に行う等の対応を行うため、各清算業務に係る業務方法書等について、所要の改正を行う。

II. 改正概要

（備考）

1. 清算資格の取扱い等

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ブリッジ金融機関等に対し、速やかに各清算業務における清算資格の取得の承認を行うことができるようにする。
・清算資格の取得にあたり、清算資格取得手数料の支払いを求めないこととする。
・金利スワップ取引清算業務において、ブリッジ金融機関等に対 | <ul style="list-style-type: none">・業務方法書第6条、CDS清算業務に関する業務方法書（以下「CDS業務方法書」という。）第8条、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「IRS業務方法書」という。）第8条、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「国債業務方法書」という。）第6条・業務方法書の取扱い第4条、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第19条、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第15条、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第5条・IRS業務方法書第12 |
|--|---|

し、速やかにクライアント・クリアリングの取扱いの承認を行うことができるようにする。

- ・ブリッジ金融機関等の暫定的な性質・機能に鑑み、CDS清算業務及び金利スワップ取引清算業務における清算参加者の義務のうち、気配値の提出義務、破綻処理入札への参加義務、破綻管理委員会の委員の就任義務及び破綻処理演習への参加義務については、課さないこととする。

条の2

CDS業務方法書第75条、IRS業務方法書第79条、CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第9条、金利スワップ清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第9条、CDS破綻管理委員会規則第5条及び第9条、金利スワップ破綻管理委員会規則第5条及び第9条

2. その他

- ・その他、所要の改正を行うものとする。

Ⅲ. 施行日

当社が定める日（平成26年3月7日）から施行する。

以 上

業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の一部改正新旧対照表
2. 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
3. C D S 清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
4. C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
5. C D S 清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表
6. C D S 破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表
7. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
8. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
9. 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表
10. 金利スワップ破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表
11. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
12. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
(清算資格の取得の申請及び承認)	(清算資格の取得の申請及び承認)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、特定承継金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。）第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）は、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、当社は、清算資格の取得申請者に対する当該清算資格の取得の承認を行うことができる。	(新設)
6 前2項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。	5 前項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。
7 (略)	6 (略)
(清算資格の取得手続の履行)	(清算資格の取得手続の履行)
第8条 当社が第6条第4項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第6項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第64条第3項第2号及び第4号を除き、以下同じ。）までに、清算資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。	第8条 当社が第6条第4項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第5項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第64条第3項第2号及び第4号を除き、以下同じ。）までに、清算資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。
2 清算資格の取得申請者（特定承継金融機関等である者を除く。）が第6条第6項の規定により当社が指定した期日の前日までに、前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。	2 清算資格の取得申請者が第6条第5項の規定により当社が指定した期日の前日までに、前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。
3 当社が第6条第5項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がそ	(新設)

の都度定める日までに、清算資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。

(清算資格取得の日)

第9条 当社は清算資格の取得申請者が前条第1項又は第3項の規定による手続(同項の規定による手続にあっては、第6条第6項の規定により当社が指定した期日までの日を当社が履行の期日と定めたものに限る。)を履行したときは、同項の規定により当社が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。

2 (略)

(清算参加者に対する措置)

第29条 (略)

2 (略)

3 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円（第6条第3項の申請に基づき清算資格を取得した証券金融会社にあつては、1億円）を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(2) 純財産額（登録金融機関及び証券金融会社にあつては、純資産額）が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(4) 特別金融商品取引業者について、連結

(清算資格取得の日)

第9条 当社は清算資格の取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第6条第4項の規定により当社が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。

2 (略)

(清算参加者に対する措置)

第29条 (略)

2 (略)

3 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円（第6条第3項の申請に基づき清算資格を取得した証券金融会社にあつては、1億円）を下回ったとき。

(2) 純財産額（登録金融機関及び証券金融会社にあつては、純資産額）が3億円を下回ったとき。

(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。

(4) 特別金融商品取引業者について、連結

自己資本規制比率が120パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(5) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき）。

a 単体又は連結普通株式等Tier1比率が2.25パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

b 単体又は連結Tier1比率が3パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

c 単体又は連結総自己資本比率が4パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(6) 国際統一基準行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関（当該登録金融機関が証券金融会社である場合には、第6条第3項の申請に基づき清算資格を取得した者を除く。）について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

4～6 (略)

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注) 「当社が定める日」は平成26年3月7

自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。

(5) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき）。

a 単体又は連結普通株式等Tier1比率が2.25パーセントを下回ったとき。

b 単体又は連結Tier1比率が3パーセントを下回ったとき。

c 単体又は連結総自己資本比率が4パーセントを下回ったとき。

(6) 国際統一基準行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関（当該登録金融機関が証券金融会社である場合には、第6条第3項の申請に基づき清算資格を取得した者を除く。）について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき。

(7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。

4～6 (略)

日。	
----	--

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(清算資格の取得申請) 第4条 (略) 2 前項の規定は、業務方法書第6条第5項の清算資格の取得申請について準用する。この場合において、同項中「業務方法書第6条第3項に規定する現物清算資格の取得の申請を行う場合」とあるのは「特定事業譲受け等（預保法第126条の34第1項に定める特定事業譲受け等をいう。）により証券金融会社の債務等（同法第126条の34第1項に規定する債務等をいう。）を引き継ぐ特定承継金融機関等が業務方法書第6条第5項に規定する清算資格の取得の申請を行う場合」と読み替えるものとする。 3 第1項の清算資格取得申請書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。	(清算資格の取得申請) 第4条 (略) (新設)
(清算資格の取得手続) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定は、業務方法書第8条第3項に規定する当社が定める清算資格の取得手続について準用する。この場合において、第1項中「清算資格取得手数料の納入その他当社が必要と認める手続」とあるのは「当社が必要と認める手続」と読み替えるものとする。	(清算資格の取得手続) 第5条 (略) 2 (略) (新設)
付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 (注) 「当社が定める日」は平成26年3月7日。	

C D S 清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
(C D S 清算資格の取得の申請及び承認) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等（預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号。以下「預保法」という。）第 1 2 6 条の 3 4 第 3 項第 5 号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）は、当社が定めるところにより、当社に C D S 清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、当社は、取得申請者に対する C D S 清算資格の取得の承認を行うことができる。</u> 4 <u>前 2 項の承認は、C D S 清算資格を取得すべき期日（以下本節において「資格取得予定期日」という。）を指定して行う。</u> 5 (略) (C D S 清算資格の取得手続の履行) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 <u>当社が第 8 条第 3 項の規定により C D S 清算資格の取得の承認を行った場合は、当該承認に係る取得申請者は、当社がその都度定める日までに、C D S 清算基金の預託その他当社が定める C D S 清算資格の取得手続を履行するものとする。</u> (清算参加者契約の締結) 第 1 1 条 前条第 1 項又は第 3 項の取得申請者は、資格取得予定期日までに、当社との間で、当社が定める様式による清算参加者契約を締結しなければならない。	(C D S 清算資格の取得の申請及び承認) 第 8 条 (略) 2 (略) (新設) 3 <u>前項の承認は、C D S 清算資格を取得すべき期日（以下本節において「資格取得予定期日」という。）を指定して行う。</u> 4 (略) (C D S 清算資格の取得手続の履行) 第 1 0 条 (略) 2 (略) (新設) 第 1 1 条 前条第 1 項の取得申請者は、資格取得予定期日までに、当社との間で、当社が定める様式による清算参加者契約を締結しなければならない。

(CDS 清算資格取得の日) 第12条 当社は、取得申請者が第10条第1項又は第3項の規定による手続(同項の規定による手続にあっては、当社が資格取得予定期日までの日を履行の期日と定めたものに限る。)を履行し、前条の規定により当社との間で清算参加者契約を締結した場合には、資格取得予定期日に、当該取得申請者にCDS 清算資格を付与する。 2 (略) (清算値段の決定) 第75条 (略) 2 清算参加者(前項の清算参加者及び<u>特定承継金融機関等である清算参加者を除く。</u>)は、当社に対し、当社営業日ごとに、当該当社営業日の当社が定める時間帯における適格CDS取引(自己が清算約定を有するものに限る)に係る気配値を、当社が定める方法により報告しなければならない。 3・4 (略) (CDS 決済保証準備金等による損失の補填) 第104条 (略) 2・3 (略) 4 <u>特定承継金融機関等である清算参加者が当社に預託したCDS 清算基金は、第2項第4号cに定めるCDS 清算基金として同号の順序に従って取り崩されるものとする。</u> 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 (注)「当社が定める日」は平成26年3月7日。	(CDS 清算資格取得の日) 第12条 当社は、取得申請者が第10条第1項の規定による手続を履行し、前条の規定により当社との間で清算参加者契約を締結した場合には、資格取得予定期日に、当該取得申請者にCDS 清算資格を付与する。 2 (略) (清算値段の決定) 第75条 (略) 2 清算参加者(前項の清算参加者を除く。)は、当社に対し、当社営業日ごとに、当該当社営業日の当社が定める時間帯における適格CDS取引(自己が清算約定を有するものに限る)に係る気配値を、当社が定める方法により報告しなければならない。 3・4 (略) (CDS 決済保証準備金等による損失の補填) 第104条 (略) 2・3 (略) (新設)
--	---

C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(C D S 清算資格の取得申請) 第 1 8 条 業務方法書第 8 条第 1 項又は第 3 項の C D S 清算資格の取得の申請は、取得申請者が、次に掲げる事項 <u>(業務方法書第 8 条第 3 項の C D S 清算資格の取得の申請にあつては、第 4 号に掲げる事項を除く。)</u> を記載した当社所定の C D S 清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 (1) ～ (4) (略) 2 (略) 3 <u>特定承継金融機関等である取得申請者について、前項各号に掲げる書類のうち、当社が適当と認めるものを省略することができるものとする。</u> (C D S 清算資格の取得手続) 第 1 9 条 業務方法書第 1 0 条第 1 項に規定する当社が定める C D S 清算資格の取得手続は、C D S 清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第 1 3 条第 1 項の規定による清算参加者代表者の届出、業務方法書第 1 4 条の規定による決済業務責任者の届出、第 2 2 条第 1 項又は第 2 項の <u>日本銀行当座勘定</u> を特定する情報の届出その他取得申請者に対する C D S 清算資格の付与に関し当社が必要と認める手続とする。 2 (略) 3 <u>第 1 項の規定は、業務方法書第 1 0 条第 3 項に規定する当社が定める C D S 清算資格の取得手続について準用する。この場合において、第 1 項中「C D S 資格取得手数料の支払い、業務方法書第 1 3 条第 1 項の規定による清算参加者代表者の届出」とあるのは「業務方法書第 1 3</u>	(C D S 清算資格の取得申請) 第 1 8 条 業務方法書第 8 条第 1 項の C D S 清算資格の取得の申請は、取得申請者が、次に掲げる事項を記載した当社所定の C D S 清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 (1) ～ (4) (略) 2 (略) (新設) (C D S 清算資格の取得手続) 第 1 9 条 業務方法書第 1 0 条第 1 項に規定する当社が定める C D S 清算資格の取得手続は、C D S 清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第 1 3 条第 1 項の規定による清算参加者代表者の届出、業務方法書第 1 4 条の規定による決済業務責任者の届出、第 2 2 条第 2 号の <u>口座</u> を特定する情報の届出その他取得申請者に対する C D S 清算資格の付与に関し当社が必要と認める手続とする。 2 (略) (新設)

条第1項の規定による清算参加者代表者の届
出」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注) 「当社が定める日」は平成26年3月7
日。

C D S 清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(破綻処理入札参加義務) 第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者（次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者<u>及び特定承継金融機関等である清算参加者を除く。</u>）は、法令違反のおそれがある場合その他やむを得ない事由（清算参加者の内部管理体制の不備その他当該清算参加者に起因する事由を除く。）により、破綻処理入札に参加することが困難であると当社が認める場合を除き、破綻処理入札に参加する義務を負う。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (第三階層特別清算料の額等) 第27条 (略) 2・3 (略) 4 <u>特定承継金融機関等である第三階層特別清算料負担参加者は、第1項第1号c（c）に定める第三階層特別清算料負担参加者として、同cの順序に従って第三階層特別清算料を支払うものとする。</u> 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 (注) 「当社が定める日」は平成26年3月7日。	(破綻処理入札参加義務) 第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者（次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者を除く。）は、法令違反のおそれがある場合その他やむを得ない事由（清算参加者の内部管理体制の不備その他当該清算参加者に起因する事由を除く。）により、破綻処理入札に参加することが困難であると当社が認める場合を除き、破綻処理入札に参加する義務を負う。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (第三階層特別清算料の額等) 第27条 (略) 2・3 (略) (新設)

C D S 破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(清算参加者リスト) 第5条 当社は、すべての清算参加者<u>(特定承継金融機関等である清算参加者を除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>を無作為の順序で記載した表(以下「清算参加者リスト」という。)を作成する。 2～4 (略) (破綻処理演習の実施) 第9条 (略) 2 すべての清算参加者<u>(特定承継金融機関等である清算参加者を除く。)</u>は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 (注) 「当社が定める日」は平成26年3月7日。	(清算参加者リスト) 第5条 当社は、すべての清算参加者を無作為の順序で記載した表(以下「清算参加者リスト」という。)を作成する。 2～4 (略) (破綻処理演習の実施) 第9条 (略) 2 すべての清算参加者は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
(金利スワップ清算資格の取得の申請及び承認) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等（預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号。以下「預保法」という。）第 1 2 6 条の 3 4 第 3 項第 5 号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）は、当社が定めるところにより、当社に金利スワップ清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、当社は、取得申請者に対する金利スワップ清算資格の取得の承認を行うことができる。</u> 4 前 2 項の承認は、金利スワップ清算資格を取得すべき期日（以下本節において「資格取得予定期日」という。）を指定して行う。 5 (略)	(金利スワップ清算資格の取得の申請及び承認) 第 8 条 (略) 2 (略) (新設)
(金利スワップ清算資格の取得手続の履行) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 <u>当社が第 8 条第 3 項の規定により金利スワップ清算資格の取得の承認を行った場合は、当該承認に係る取得申請者は、当社がその都度定める日までに、金利スワップ清算基金の預託その他当社が定める金利スワップ清算資格の取得手続を履行するものとする。</u>	(金利スワップ清算資格の取得手続の履行) 第 1 0 条 (略) 2 (略) (新設)
(清算参加者契約の締結) 第 1 1 条 前条第 1 項又は第 3 項の取得申請者は、資格取得予定期日までに、当社との間で、当社が定める様式による清算参加者契約を締結しなければならない。	(清算参加者契約の締結) 第 1 1 条 前条第 1 項の取得申請者は、資格取得予定期日までに、当社との間で、当社が定める様式による清算参加者契約を締結しなければならない。

(金利スワップ清算資格取得の日) 第12条 当社は、取得申請者が第10条第1項又は第3項の規定による手続(同項の規定による手続にあっては、当社が資格取得予定期日までの日を履行の期日と定めたものに限る。)を履行し、前条の規定により当社との間で清算参加者契約を締結した場合には、資格取得予定期日に、当該取得申請者に金利スワップ清算資格を付与する。 2 (略)	(金利スワップ清算資格取得の日) 第12条 当社は、取得申請者が第10条第1項の規定による手続を履行し、前条の規定により当社との間で清算参加者契約を締結した場合には、資格取得予定期日に、当該取得申請者に金利スワップ清算資格を付与する。 2 (略)
(クライアント・クリアリングの取扱いの承認) 第12条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、当社は、<u>特定承継金融機関等である取得申請者から第1項の申請を受けた場合には、クライアント・クリアリングの取扱いの承認を行うことができる。</u> 4 当社は、<u>前2項の承認を行った場合には、速やかにその旨を他の清算参加者に通知し、かつ公表する。</u>	(クライアント・クリアリングの取扱いの承認) 第12条の2 (略) 2 (略) 3 (新設) 3 当社は、<u>前項の承認を行った場合には、速やかにその旨を他の清算参加者に通知し、かつ公表する。</u>
(清算イールド・カーブの決定) 第79条 清算参加者<u>(特定承継金融機関等である清算参加者を除く。)</u>は、当社に対し、当社営業日ごとに、当該当社営業日の当社が定める時刻における当社が定める金利スワップ取引等に係る気配値を、当社が定めるところにより報告しなければならない。 2～4 (略)	(清算イールド・カーブの決定) 第79条 清算参加者は、当社に対し、当社営業日ごとに、当該当社営業日の当社が定める時刻における当社が定める金利スワップ取引等に係る気配値を、当社が定めるところにより報告しなければならない。 2～4 (略)
(金利スワップ決済保証準備金等による損失の補填) 第103条 (略) 2・3 (略)	(金利スワップ決済保証準備金等による損失の補填) 第103条 (略) 2・3 (略)

4 <u>特定承継金融機関等である清算参加者が当社に預託した金利スワップ清算基金は、第2項第2号cに定める金利スワップ清算基金として同号の順序に従って取り崩されるものとする。</u> 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 （注）「当社が定める日」は平成26年3月7日。	（新設）
--	-------------

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(金利スワップ清算資格の取得申請) 第14条 業務方法書第8条第1項又は第3項の金利スワップ清算資格の取得の申請は、取得申請者が、次に掲げる事項(業務方法書第8条第3項の金利スワップ清算資格の取得の申請にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した当社所定の金利スワップ清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 (1)～(4) (略) 2 (略) 3 特定承継金融機関等である取得申請者については、前項各号に掲げる書類のうち、当社が適当と認めるものを省略することができるものとする。 (金利スワップ清算資格の取得手続) 第15条 業務方法書第10条第1項に規定する当社が定める金利スワップ清算資格の取得手続は、金利スワップ清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第13条第1項の規定による清算参加者代表者の届出、業務方法書第14条の規定による決済業務責任者の届出、第18条第1項又は第2項の日本銀行当座勘定を特定する情報の届出その他取得申請者に対する金利スワップ清算資格の付与に関し当社が必要と認める手続とする。 2 (略) 3 第1項の規定は、業務方法書第10条第3項に規定する当社が定める金利スワップ清算資格の取得手続について準用する。この場合において、第1項中「金利スワップ清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第13条第1項の規定	(金利スワップ清算資格の取得申請) 第14条 業務方法書第8条第1項の金利スワップ清算資格の取得の申請は、取得申請者が、次に掲げる事項を記載した当社所定の金利スワップ清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 (1)～(4) (略) 2 (略) (新設) (金利スワップ清算資格の取得手続) 第15条 業務方法書第10条第1項に規定する当社が定める金利スワップ清算資格の取得手続は、金利スワップ清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第13条第1項の規定による清算参加者代表者の届出、業務方法書第14条の規定による決済業務責任者の届出、第18条第2号の口座を特定する情報の届出その他取得申請者に対する金利スワップ清算資格の付与に関し当社が必要と認める手続とする。 2 (略) (新設)

<u>による清算参加者代表者の届出」とあるのは「業務方法書第13条第1項の規定による清算参加者代表者の届出」と読み替えるものとする。</u> (クライアント・クリアリングの取扱いの承認申請) 第15条の2 (略) 2 (略) 3 <u>前項の規定にかかわらず、クライアント・クリアリングの取扱いの承認の申請を行う特定承継金融機関等である取得申請者については、前項の書類の添付を省略することができるものとする。</u> 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 (注) 「当社が定める日」は平成26年3月7日。	(クライアント・クリアリングの取扱いの承認申請) 第15条の2 (略) 2 (略) (新設)
--	--

金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(破綻処理入札参加義務) 第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者（次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者<u>及び特定承継金融機関等である清算参加者</u>を除く。）は、破綻処理入札に参加する義務を負う。 （１）・（２） （略） ２・３ （略） （第三階層特別清算料の額等） 第21条 （略） ２ （略） ３ <u>特定承継金融機関等である第三階層特別清算料負担参加者は、第1項第1号cに定める第三階層特別清算料負担参加者として、同号の順序に従って第三階層特別清算料を支払うものとする。</u> 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 （注）「当社が定める日」は平成26年3月7日。	(破綻処理入札参加義務) 第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者（次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者を除く。）は、破綻処理入札に参加する義務を負う。 （１）・（２） （略） ２・３ （略） （第三階層特別清算料の額等） 第21条 （略） ２ （略） （新設）

金利スワップ破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(清算参加者リスト) 第5条 当社は、すべての清算参加者<u>(特定承継金融機関等である清算参加者を除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>を無作為の順序で記載した表(以下「清算参加者リスト」という。)を作成する。 2～4 (略) (破綻処理演習の実施) 第9条 (略) 2 すべての清算参加者<u>(特定承継金融機関等である清算参加者を除く。)</u>は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 (注)「当社が定める日」は平成26年3月7日。	(清算参加者リスト) 第5条 当社は、すべての清算参加者を無作為の順序で記載した表(以下「清算参加者リスト」という。)を作成する。 2～4 (略) (破綻処理演習の実施) 第9条 (略) 2 すべての清算参加者は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
(国債店頭取引清算資格の取得の申請及び承認) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 <u>第1項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等(預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。)第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)</u>は、当社が定めるところにより、当社に国債店頭取引清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、当社は、資格取得申請者に対する国債店頭取引清算資格の取得の承認を行うことができる。 6 前2項の承認は、国債店頭取引清算資格を取得すべき期日を指定して行う。 7 当社は、第4項又は第5項の規定により国債店頭取引清算資格の取得を承認したときは、その旨を当該資格取得申請者及び各清算参加者に通知する。 (国債店頭取引清算資格の取得手続の履行) 第8条 当社が第6条第4項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第6項の規定により当社が指定した期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)までに、資格取得申請者をして、当初証拠金の預託その他当社が必要と認める国債店頭取引清算資格の取得手続を履行させるものとする。 2 資格取得申請者<u>(特定承継金融機関等である者を除く。)</u>が、第6条第6項の規定により当社が指定した期日の前日までに前項の手続を履行しないときは、その国債店頭取引清算資格の	(国債店頭取引清算資格の取得の申請及び承認) 第6条 (略) 2～4 (略) (新設) 5 <u>前項</u>の承認は、国債店頭取引清算資格を取得すべき期日を指定して行う。 6 当社は、第4項の規定により国債店頭取引清算資格の取得を承認したときは、その旨を当該資格取得申請者及び各清算参加者に通知する。 (国債店頭取引清算資格の取得手続の履行) 第8条 当社が第6条第4項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第5項の規定により当社が指定した期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)までに、資格取得申請者をして、当初証拠金の預託その他当社が必要と認める国債店頭取引清算資格の取得手続を履行させるものとする。 2 資格取得申請者が、第6条第5項の規定により当社が指定した期日の前日までに前項の手続を履行しないときは、その国債店頭取引清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。

取得申請を取り下げたものとみなす。	
3 <u>当社が第6条第5項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がその都度定める日までに、資格取得申請者をして、当初証拠金の預託その他当社が必要と認める国債店頭取引清算資格の取得手続を履行させるものとする。</u>	(新設)
(国債店頭取引清算資格取得の日)	(国債店頭取引清算資格取得の日)
第9条 当社は、資格取得申請者が前条第1項又は第3項に規定する手続<u>(同項の規定による手続にあつては、第6条第6項の規定により当社が指定した期日までの日を当社が履行の期日と定めたものに限る。)</u>を履行したときは、第6条第6項の規定により当社が指定した期日に、国債店頭取引清算資格を付与する。	第9条 当社は、資格取得申請者が前条第1項に規定する手続を履行したときは、第6条第5項の規定により当社が指定した期日に、国債店頭取引清算資格を付与する。
2 (略)	2 (略)
(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)	(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。	3 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。
(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u>	(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を<u>下回ったとき。</u>
(2) 純財産額(金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額)が10億円を<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u>	(2) 純財産額(金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額)が10億円を<u>下回ったとき。</u>
(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が140パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき、証券金融会社又</u>	(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が140パーセントを<u>下回ったとき、証券金融会社又は短資会社にあつては、</u>

は短資会社にあつては、これに準ずる場合に該当したとき。

(4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が140パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(5) ・ (6) (略)

(7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が200パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

4 当社は、清算参加者が国債店頭取引他社清算参加者である場合において、当該清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務（有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。）の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(2) ～ (7) (略)

5 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引（第1号に定めるときにあつては第86条第2項に規定する信託口で処理すべき取引を除き、第2号に定めるときにあつては同項に規定する信託口で処理すべき取引に限る。）に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 清算参加者（第6条第2項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者にあつては、当該清算参加者の親会社）の純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が、当社が定める額を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(2) 信託の受託者である清算参加者が受託

これに準ずる場合に該当したとき。

(4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。

(5) ・ (6) (略)

(7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が200パーセントを下回ったとき。

4 当社は、清算参加者が国債店頭取引他社清算参加者である場合において、当該清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務（有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。）の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回ったとき。

(2) ～ (7) (略)

5 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引（第1号に定めるときにあつては第86条第2項に規定する信託口で処理すべき取引を除き、第2号に定めるときにあつては同項に規定する信託口で処理すべき取引に限る。）に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 清算参加者（第6条第2項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者にあつては、当該清算参加者の親会社）の純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が、当社が定める額を下回ったとき。

(2) 信託の受託者である清算参加者が受託

する信託財産残高における国債残高に当社が定める数値を乗じた額が、当社が定める額を<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u>	する信託財産残高における国債残高に当社が定める数値を乗じた額が、当社が定める額を<u>下回ったとき。</u>
6～10 （略）	6～10 （略）
（期限の利益の喪失）	（期限の利益の喪失）
第78条 清算参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該清算参加者は当社に対する本業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。	第78条 清算参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該清算参加者は当社に対する本業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。
（1） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立があったとき。	（1） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立又は<u>通告</u>があったとき。
（2）～（7） （略）	（2）～（7） （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
（一括清算）	（一括清算）
第79条 清算参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立（以下「一括清算事由」という。）があった場合には、当該清算参加者と当社との間に存在するすべての金銭支払返還債務（当社又は清算参加者が負担する参加者決済に係る支払債務、第76条第1項の規定により清算参加者が負担する資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第70条第10項の規定により当社が負担する当初証拠金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務並びに当社が負担する当初証拠金金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託している当初証拠金の額をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）及び国債証券引渡返還債務（第46条第1項の規定により当社又は清算参加者が負担する証券決済債務、第55条の規定により当社	第79条 清算参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立又は<u>通告</u>（以下「一括清算事由」という。）があった場合には、当該清算参加者と当社との間に存在するすべての金銭支払返還債務（当社又は清算参加者が負担する参加者決済に係る支払債務、第76条第1項の規定により清算参加者が負担する資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第70条第10項の規定により当社が負担する当初証拠金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務並びに当社が負担する当初証拠金金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託している当初証拠金の額をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）及び国債証券引渡返還債務（第46条第1項の規定により当社又は清算参加者が負担する証券決済債務、第55条の規定によ

又は清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務、第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務並びに当社が負担する当初証拠金代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託している当初証拠金の数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該清算参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該清算参加者の一の債務となるものとする。 2～6 （略） 付 則 この改正規定は、当社が定める日から施行する。 （注）「当社が定める日」は平成26年3月7日。	り当社又は清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務、第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務並びに当社が負担する当初証拠金代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託している当初証拠金の数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該清算参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該清算参加者の一の債務となるものとする。 2～6 （略）
--	---

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(国債店頭取引清算資格の取得申請) 第3条 業務方法書第6条第1項から第3項まで又は第5項に規定する国債店頭取引清算資格の取得申請は、資格取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の国債店頭取引清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 (1)～(5) (略) 2 (略) (国債店頭取引清算資格の取得手続) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の規定は、業務方法書第8条第3項に規定する国債店頭取引清算資格の取得手続について準用する。この場合において、第1項中「国債店頭取引清算資格取得手数料の支払いその他当社が必要と認める手続」とあるのは「当社が必要と認める手続」と読み替えるものとする。</u> (報告事項) 第7条 業務方法書第19条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。 (5)～(36) (略) 2～4 (略)	(国債店頭取引清算資格の取得申請) 第3条 業務方法書第6条第1項から第3項までに規定する国債店頭取引清算資格の取得申請は、資格取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の国債店頭取引清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 (1)～(5) (略) 2 (略) (国債店頭取引清算資格の取得手続) 第5条 (略) 2 (略) (新設) (報告事項) 第7条 業務方法書第19条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは<u>通告</u>が行われた事実を知ったとき。 (5)～(36) (略) 2～4 (略)

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注) 「当社が定める日」は平成26年3月7日。